

平成 29 年度 第 4 回江津市農業委員会総会

日時：平成 29 年 7 月 18 日(火) 午後 3 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 承認 第1号 農地転用事業計画変更申請について

1 転用事業者 花田 章

承継者 原田 博

第4 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

1 譲受人 嘉戸 誠

譲渡人 木下 治子1/2 嘉戸 勇1/2

2 譲受人 山田 博

3 譲受人 小林 克正

譲渡人 志谷 道子

譲渡人 湊 和夫

第5 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

1 譲受人 濱岡 直子

4 譲受人 藤田 豪

譲渡人 濱岡 卓志

譲渡人 和田 金子

2 譲受人 横 和豊

5 譲受人 原田 博

譲渡人 盆子原 久

譲渡人 花田 章

3 譲受人 株式会社第一ホーム 代表取締役 小川憲治

譲渡人 土居 マツエ

第6 議案 第3号 非農地証明について

1 甲斐 富岳

第7 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第8 その他

○ 出席委員 (20名)

1 番深野政勝 2 番崎谷靖徳 4 番柳原良雄

5 番佐々木要 6 番原田和徳 7 番河村博幸

9 番多田正哉 10 番井上清澄 11 番富金原義則

12 番植田勇治 13 番山田博 14 番益田孝雄

15 番佐々木英夫 16 番二本木俊二 17 番仲津和法

18 番高畑昌吉 19 番嘉戸晋太郎 20 番田代和秋

21 番流理森 22 番湯浅憲昭

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫

係長浜松宏之

○ 午後 3 時 30 分 農業委員会総会 開議

局 長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 29 年度、第 4 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会 長 それではただ今より、平成 29 年度、第 4 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は佐々木敏行委員、佐々木康規委員から欠席の報告がありましたので、出席委員は 20 名であります。従いまして、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 異議なしと認め、私から指名させていただきます。5 番 佐々木 要 委員、6 番 河村 博幸 委員、を指名いたします。よろしく、お願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項

会 長 次に、追加議案であります。報告第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 本日、追加しました議案をご覧ください。1 ページになります。報告第 1 号、農地法第 18 条 6 項の規定による届出についてでございます。次に、2 ページをご覧ください。農地の所在は、松川町下河戸 32 番 1、登記簿現況ともに畑です。面積が 454 m<sup>2</sup>です。賃貸人は重田幸江さん、松川町下河戸 309 番地 1 の方です。賃借人は有限会社スプラウト島根さんです。解約の届出日が平成 29 年 6 月 16 日にありまして、解約成立日が 6 月 12 日で引き渡し時期が 6 月 19 日という事でございます。解約の理由は合意解約という事で届け出が出ましたので報告いたします。以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。この件については報告でありますので、ご了承をお願いいたします。

農地転用事業計画変更申請

《 嘉久志町 》

会 長 次に、日程第 3、承認第 1 号、「農地転用事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 2 ページをご覧ください。承認第 1 号になります。許可の事業計画変更でございます。場所は、嘉久志町イ 1508 番 23、登記簿現況ともに畑です。面積は 176 m<sup>2</sup>です。権利は所有権の移転です。転用事業者は花田章さん、都治町 345 番地、無職の方です。承継人は原田博さん、黒松町 600 番地 1、会社役員の方です。転用目的は個人住宅という事です。転用理由は、転用事業者が申請地に新たな住宅を建築することが出来なくなった為、今般この土地を取得して、個人住宅を建築したいという事でございます。申請人は木原行政書士さんです。こちらは、同じく 5 条の⑤の申請がありますので、そちらに繋がっていきます。許可年月日は平成元年 6 月 22 日、指令浜農第 55 号の 52 で転用許可されたものでございます。転用事業者は、住宅を新築して転居する予定でしたが、色々検討している内に申請地への建築を中止することになったという事で変更に至ったという事でございます。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。この件について何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、承認される方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地転用事業計画変更申請については、承認されました。

農地法 第 3 条

《 川平町平田 》

会 長 次に、日程第 4、議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の佐々木

英夫委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は3ページの番号1です。農地の場所は、川平町平田イ245番1とイ301番の合計2筆です。登記簿現況ともに田で、面積は2,482㎡となります。権利の種別は3条の無償移転です。譲渡人は木下治子さん1/2、嘉戸勇さん1/2でどちらも大阪府の方です。申請事由としましては、譲渡人はおばとおじであるが、高齢病弱により帰着する見込みもなく、現地において就農している甥に譲渡するということでございます。譲受人は嘉戸誠さん、川平町南川上656番地の方です。譲受人は譲渡人の願望に応じ、経営面積の拡張をしたいということでございます。受入世帯は2人中2人で、申請人は内田行政書士さんです。対価は無償でございます。担当委員は佐々木英夫委員です。位置図の方は2ページをご覧頂きたいと思っております。以上です。

会 長 それでは、佐々木英夫委員、調査結果の報告をお願いします。

15番委員 はい。それでは、調査結果のご報告をいたします。事務局より説明がありましたように、木下治子さんと嘉戸勇さんは大阪に住んでおられていまして、譲受人である嘉戸誠さんのおじさんとおばさんに当たります。嘉戸誠さんは、現在4.6アールの畑を耕作されております。他に水稻が16アール耕作されておられます。奥さんと二人で農業をされておられます。嘉戸誠さんは今年の3月末で会社を定年退職しまして、現在は野菜と水稻の耕作に専念をしておられます。2ページの位置図についてですが、川平町平田イ245番1とイ301番となっておりまして、右端の方はJR川平駅あるいは国道261号線、江の川に続いています。JR川平駅からイ245番1までは約7キロになります。そこから、左へ行きますと2キロくらいで跡市町へ行きます。ここで、訂正をさせて頂きたいのですが、イ301番の場所が違っていまして、真ん中辺りに斜めで県道跡市川平停車場線と書いてありますが、その文字から斜めに1cm程下がった所がイ301番になります。そこから、下の方へ行くと清見町の方へ抜ける道となっております。嘉戸誠さんと奥さんが二人で農業をされておられて、この件について問題は無いかと思っております。よろしく願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 桜江町大貫 》

会 長 次に、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、山田委員を除斥いたします。

[ 山田 博委員 除斥 ]

会 長 事務局の説明に続き、隣接委員の崎谷委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は同じく3ページの番号2となります。農地の場所は、桜江町大貫112番4、登記簿現況ともに畑です。面積は296㎡で、権利の種別は3条の有償移転です。譲渡人は志谷道子さん、桜江町大貫4番地1の方です。申請事由としましては、譲渡人は高齢の為、申請地を耕作していないので譲受人に譲渡するという事です。譲受人は山田博さん、桜江町大貫133番地の方です。事由としましては、申請地は譲受人の居宅と近いので、譲渡人から申請地を譲り受けて農業を拡大したいという事です。受入世帯は2人中2人です。申請人は本藤行政書士さん、対価は10aあたり150千円です。隣接委員は崎谷委員です。位置図の方は3ページをご覧ください。面積要件等は特に問題ありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、崎谷委員、調査結果の報告をお願いします。

2番委員 はい。位置図の方ですが、左の方に大貫橋の点滅信号がございます。そこから上の方へ行きますと、山田委員の自宅がT字路の所がございます。261号線の20m入った辺りに、申請地の112番4がございます。現在は善良な管理がなされており、この案件につきましては別段問題はないかと思います。それから、山田委員とは7月14日に面談にて、その背景についてお願いをされたという事でございます。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようですので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。山田委員の除斥を解除いたします。

〔 山田 博委員 除斥解除 〕

〈 敬川町 〉

会 長 　次に、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の富金原委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書は3ページの番号3です。農地の場所は、敬川町2903番1、登記簿現況ともに畑で、面積は224㎡です。権利の種別は3条の有償移転です。譲渡人は湊和夫さん、大阪府岸和田市東ヶ丘町808番地123の方です。申請事由としましては、譲渡人は遠隔地に居住しており、申請地を耕作していないので譲受人に譲渡するという事です。譲受人は小林克正さん、敬川町2342番地9の方です。申請事由としましては、申請地は譲受人の自宅近くであり、譲渡人から申請地を譲り受けて農業を拡大したいということです。受入世帯は4人中2人で、申請人は本藤行政書士さんです。対価は10aあたり910千円でございます。担当委員は富金原委員です。譲渡後の取得面積は、合計で二反を超えるので下限面積の要件は満たしております。場所の方は位置図の4ページをご覧頂ければと思います。以上でございます。

会 長 　それでは、富金原委員、調査結果の報告をお願いします。

11番委員 　はい。それでは、説明をさせていただきます。位置図の真ん中辺りに、敬川町のシグナルがあります。これは9号線です。そこを北の方へ進みますと、ナフコから富金原という家があります。そこから右折した所に道路が一本通っておりますが、そこへ小林克正さんの家がございます。その近くに申請地があるわけです。現在は、耕しておりませんので草が生えている状態です。今回、小林

さんが買われて耕そうという事でありますので、要件も良くなるので良いのではないかなと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

農地法 第5条

《 都野津町 》

会 長 日程第5、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の仲津委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページ、番号1をご覧ください。位置図は5ページをご覧くださいと思います。農地の場所は、都野津町2380番12、登記簿現況ともに畑です。面積は286㎡で、権利は所有権の移転です。譲渡人は濱岡卓志さん、都野津町2380番地10、自営業の方です。譲受人は濱岡直子さん、都野津町2380番地10、自営業の方です。転用目的は宅地拡張という事です。申請地は譲受人の隣接地であり、宅地拡張をして庭園として利用したいという事です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は無償贈与です。担当委員は仲津委員で、工期は許可のあった日から平成30年2月末日までという事です。面積の要件、立地基準、一般基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、仲津委員、調査結果の報告をお願いします。

17番委員 はい、調査結果の報告をさせていただきます。位置図の方ですが、都野津西交差点を北へ15m程進みますと、交差点があります。そこを右折して頂いて、10m程進みました角にあるのが、今回申請された濱岡さんの家です。その裏の方で、数十年前までは綿を栽培されていたようです。ですが、高齢になり農

地としては使用せずにおられたようですが、住居の裏ですので庭園として今回農地転用をお願いしたいという事です。住所が同じですが、二人はご夫婦でございます。いずれ奥さんの方へ相続等のこともありまして、今回思い切って奥さん名義で変えるという事で申請が出ております。現況は、草刈りを年に一回はされておられるようですが、果樹が柿とか蜜柑などが若干植えてあります。ですので、近隣の畑等は全くありませんので、承認して頂ければと思います。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 和木町 》

会 長 　議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書は4ページ、番号2になります。農地の場所は、和木町608番3、登記簿現況ともに畑です。面積は200㎡で、権利は所有権の移転です。譲渡人は盆子原久さん、大阪府大阪狭山市金剛二丁目14番13号、無職の方です。譲受人は横和豊さん、嘉久志町イ1514番地4ベアハウス1号、会社員の方です。転用目的は個人住宅という事です。理由としましては、申請地に居宅を建築して利用するものであるという事です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は10aあたり22,650千円。担当委員は原田委員です。工期は許可のあった日から平成30年2月末日までに行いたいという事です。立地基準、一般許可基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。位置図の方は6ページの方をご覧頂きたいと思います。以上でございます。

会 長 　それでは、原田委員、調査結果の報告をお願いします。

6番委員 それでは、説明をさせていただきます。場所は位置図の6ページです。右上から斜め下に通っている道路は国道9号線です。嘉久志方面から行きますと、パレス和光がありまして、そこの角を右折しまして最初の交差点を右折します。右折すると5m程の所に申請地がございます。角に井上さんというお宅がありますが、そこの左隣りになります。ここは、区画整理をされている所で、数年耕作したような感じはありません。多少、草が生えている状況で、周りにも耕作している農地はありませんので、問題は無いかと思います。資金の調達等につきましても、きちんとされていますので問題は無いかと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手多数 ]

会 長 挙手多数と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の仲津委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページの番号3になります。場所は都野津町2348番7、登記簿現況ともに畑です。面積が486㎡で、権利は所有権の移転です。譲渡人は土居マツエさん、浜田市国分町762番地、無職の方です。譲受人は株式会社第一ホームさん、浜田市黒川町108番地1、不動産業です。転用目的は建売住宅という事です。理由としましては、宅地造成して建売住宅を建築し販売するという事です。申請人は三浦行政書士さんで、対価は10aあたり15,432千円。担当委員は仲津委員で、工期は許可のあった日から平成30年4月末日までという事です。立地基準、一般基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。位置図の方は5ページになりますので、そちらをご覧ください。

頂ければと思います。以上です。

会 長 それでは、仲津委員、調査結果の報告をお願いします。

17番委員 はい、報告をさせていただきます。位置図の5ページをご覧ください。先程と同じ、9号線の都野津西交差点から山手の方へ入ります。これは、跡市へ向かう県道皆井田江津線です。交差点から50m進みますと、信号の無い交差点がありまして、ここを西に曲がります。そこから、約40m進みますと現地があるのですが、幅が12mから13mで長さが海側と山側と両方に道路がありますので、二戸建売住宅を建ててのではないかと思います。隣接地等の畑等は全くありません。現況は萱が70cmから80cmほど伸びておりまして、草を刈っているのかなと思います。近隣は住宅ばかりで、山側の隣接は空き地になっていますが、ここは萱や草が生えている状態で、野菜等の農業の耕作はありません。以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手多数 ]

会 長 挙手多数と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

《 和木町 》

会 長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページの番号4をご覧ください。農地の場所は和木町1158番1、登記簿現況ともに畑です。面積は307㎡で、権利は所有権の移転です。譲渡人は和田金子さん、和木町363番地、看護師の方です。譲受人は藤田豪さん、江津町1280番地、会社員の方です。転用目的は個人住宅という事です。理由としましては、申請地を取得し個人住宅を建築したいという事です。申請人は木原行政書士さんで、対価は無償贈与です。担当委員は原田委員で、工期は

許可のあった日から平成30年7月31日までに工事をするという事でございます。立地基準、一般基準と照らし合わせて見ましたが、特に問題はありませんでした。位置図の方は7ページをご覧くださいと思います。以上でございます。

会 長 それでは、原田委員、調査結果の報告をお願いします。

6番委員 はい、それでは位置図の7ページをご覧ください。右上から左下に通っている道路は産業道路です。申請地は真島ニュータウンにあるのですが、よろこぼう屋としちだ教育研究所があります交差点を左折しまして、真っ直ぐ進むと申請地があります。申請地の横は空き地のようにになっていますが、この辺りは既に家が建ってまして、近隣には耕作している畑は現状ではありません。現地も草を年に一回刈っている状況で、現状は草が生えている状況であります。和田さんとお話をしましたが、藤田さんは和田金子さんの娘のご主人になられるという事で、無償で贈与したいという事で申請されたという話を聞きました。特に問題は無いかと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようですので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4については、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の5について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページの番号5をご覧ください。位置図の方は1ページをご覧くださいと思います。農地の場所は嘉久志町イ1508番23、登記簿現況ともに畑です。面積は176㎡で所有権の移転です。譲渡人は花田章さん、都治町345番地、無職の方です。譲受人は原田博さん、黒松町600番地1、会社役員の

方です。転用目的は個人住宅を建てたいという事です。これは、先程の事業計画変更が承認された案件でございます、改めて5条の許可申請が出ているものという事でございます。申請人は木原行政書士さんで、対価は10aあたり24,147千円です。担当委員は原田委員で、工期は許可のあった日から平成30年6月30日までという事でございます。立地基準、一般基準と照らし合わせて見ましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、原田委員、調査結果の報告をお願いします。

6番委員 それでは、位置図の1ページをご覧ください。右上から左下に走っているのが、国道9号線です。右上が江津方面で左下は都野津方面です。江津方面から来ますと、右手に井廻医院が見えまして、その先にくすりのファミリアという薬局があります。その角に点滅信号がありまして、ここを右折して二つ目の角を左折して進んだ角地が申請になっています。この申請地の下の方が、空き地のようになっていますが、現状は家が建っています。申請地の周りで耕作されている畑等はありません。現状は少し草が生えている状態で、耕作は何年もされている様子はありません。特に問題は無いかと思えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5については、可決されました。

非農地証明願

《 松川町下河戸 》

会 長 日程第6、議案第3号、「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の流委員及び隣接委員の益田委員と二本木委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は6ページをご覧ください。場所は松川町下河戸164番1、登記簿は

田で現況は原野です。面積は 77 ㎡です。同じく下河戸 165 番 1、登記簿は田で現況は原野、面積は 568 ㎡です。同じく下河戸 165 番続 1、登記簿は田で現況は山林、面積が 13 ㎡です。同じく下河戸 166 番、登記簿は田で現況は山林、面積が 952 ㎡です。同じく下河戸 170 番、登記簿は田で現況は山林、面積が 1,209 ㎡です。同じく下河戸 171 番、登記簿は田で現況は山林、面積が 684 ㎡です。合計 3,503 ㎡でございます。所有者は甲斐富岳さん、松川町市村 142 番地の方です。非農地の事由としましては、申請地は昭和 49 年月日不詳より耕作しておらず、原野及び山林となっているという事でございます。申請人は本藤行政書士さん、担当委員は流委員で、隣接委員は益田委員と二本木委員でございます。位置図の方は 7 ページになります。それから写真も添付しておりますので、そちらもご覧頂ければと思います。以上でございます。

会 長 それでは、担当委員及び隣接委員から調査結果の報告をお願いします。先に流委員からお願いします。

21 番委員 先に、位置図の説明をさせていただきます。上の方は 9 号線へ続いている道で、下の方は 261 号線へ続いている道です。江津浄水場から 200m ほど 261 号線の方へ進みますと現地があります。隣には盛土用の山を削っております。17 日に益田委員と二本木委員で現地確認をいたしました。現場は写真を見て頂くと分かるように、竹とカズラと雑木でいっぱいできて、現況の姿はありません。奥の方は山の様になっているので、田や農地としては不可能な土地となっています。以上です。

会 長 それでは、益田委員よろしくをお願いします。

14 番委員 写真にあるとおりで、カズラが生い茂っている状況で、分け入ることも不可能な状態でした。非農地であることは一目了然であります。

会 長 次に二本木委員、お願いします。

16 番委員 私も写真の通りで山林、原野という事で、農地としては復旧する事は難しいのではと思っております。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手多数 ]

会 長 挙手多数と認めます。よって、非農地証明の1については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 日程第7、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 今日、お配りいたしました農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてをご覧頂きたいと思います。まず、1ページになります。桜江町田津地区、10年間の計画で2,600㎡、新規であがっております。旧江津地区、都治町1,092㎡は再設定であがっております。敬川町1,652㎡は新規であがっております。松川町下河戸797㎡は新規であがっております。合計で新規が5,049㎡、再設定が1,092㎡の計画が出ております。次の2ページをご覧下さい。利用権の設定です。場所は都治町124番1、登記簿現況ともに田で、1,092㎡です。北本さんと宮原さんの間で、田を4年8ヶ月、玄米30kg、賃貸借という事です。次に番号2です。敬川町の畑が全部で1,652㎡、新規で千代延さんの所を小林克正さんが借りるという事です。使用貸借で畑を5年という事です。3ページをご覧下さい。桜江町田津179番1と664番3の2筆です。合計2,600㎡で新規です。志谷さんの農地をしまね公社が設定するという事です。畑を10年5ヶ月、1,500円。農地中間管理事業です。次に番号4です。松川町下河戸32番1と32番2の2筆です。合計797㎡で新規です。重田さんの農地をしまね公社が中間管理機構を利用するという事です。畑を10年5ヶ月、1,500円です。以上の計画が出されております。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認

される方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他については、総会終了後、行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で日程のすべてを議了いたします。これをもちまして、第 4 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。

[ 閉会 午後 4 時 30 分 ]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員

その他

会 長 その他について、事務局何かあれば説明をお願いします。

事務局 本日、送別会を 17 時 30 分から予定しております。17 時 20 分にマイクロバスが来ますので、よろしくお願いいたします。それから、明後日の 20 日に、農業委員の辞令交付式と昼から推進委員の辞令交付式を行いますので、時間通りお間違えなくお越しください。地場産センターの 2 階で行います。

会 長 他に無いようでありますので、以上で終了いたします。ご苦労様でした。